

今後の取組みの方向性（案）について

1. 取組の方向性

1.1 継続的改善の着実な実施

基本構想が一過性の取組みで終わることがないように、策定後も事業の実施・評価・改善を図って行くなど、継続的な取組みを行うことが重要です。

基本構想策定後は、多くの関係者で構成する「河合町バリアフリー基本構想策定協議会」を、「（仮称）河合町バリアフリー協議会」に改め、ハード面とソフト面の取組みをバランスよく継続して推進します。

なお、個別の検討課題への対応としては、現況の問題や課題、関係すべき主体、実施に向けての熟度や今後の方向性等を見極めたうえで、その進め方を検討する必要があります。

1.2 町全体でのバリアフリー化の推進

基本構想は、優先的にバリアフリー化を図る重点整備地区を中心として策定されています。

基本構想で示したまちのバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区外のまちづくりへ展開して行くことも重要です。上位計画を踏まえ、幅広い発想を持って、将来のまちづくりを推進して行くことが求められます。

また、町の交通体系全体の中で道路のネットワークや各種交通サービスのあり方について検討して行くことも大切です。

方策案

- ・協議会による河合町全域を対象とした現地点検の実施
- ・河合町地域公共交通活性化協議会と連携し、移動手段の確保に取り組む

1.3 各施設との連携強化によるバリアフリー化の促進

旅客施設、歩行空間、建築物、公園等の一体的・連続的なバリアフリー化を促進すると共に、周辺歩行空間との連続的な経路を確保することが必要です。

1.4 災害時におけるバリアフリー

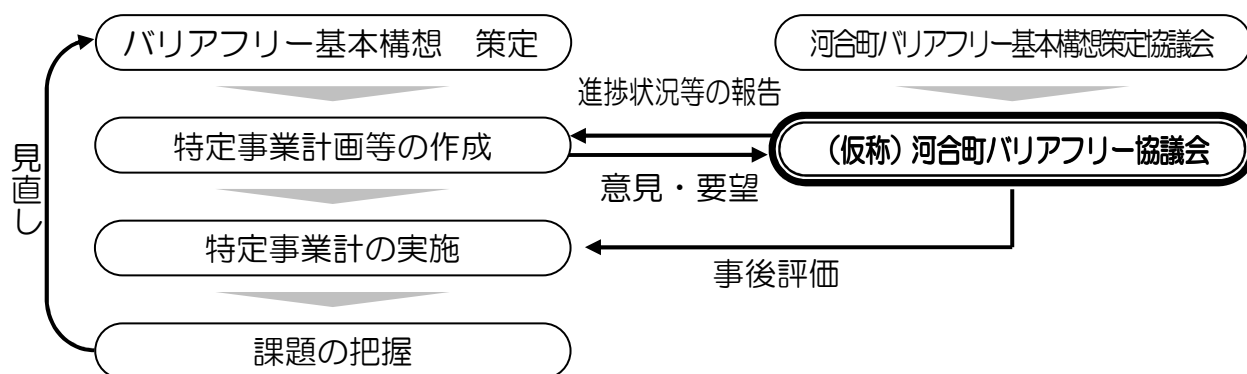
平成23年3月11日に起こった未曾有の災害である東日本大震災において、避難及び避難所での生活等が、高齢者、障がい者等に特に大きな問題となることが明らかとなっています。バリアフリー新法は、日常時におけるバリアフリー化を目的として定められています。

基本構想で定める施設のハード整備や、心のバリアフリー等のソフト整備を推進し、日常時のバリアフリー化を推進することが、災害時におけるバリアフリーにも繋がります。

2. 今後の進め方

以下に、「取組の方向性」を具現化するにあたっての進め方を整理します。

「(仮称)河合町バリアフリー協議会」を中心に適宜事業の評価を行い、必要に応じて見直すPDCAサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図っていきます。



継続的な組織のイメージ